

令和5年度第2回朝来市教育委員会 定例会議録

1 日 時 令和5年5月22日(月)

開会 午前10時00分 閉会 午前10時40分

2 開会宣言

3 会議録署名委員の指名 (青田委員) (高内委員)

4 会議録の承認

令和5年度第1回会議録署名委員 (足立委員) (青田委員)

5 教育長報告

6 議事

議案第13号 朝来市教育委員会教育長職務代理者の指名について

議案第14号 朝来市保育所における保育の利用及び徴収金に関する規則等の一部を
改正する規則について

議案第15号 朝来市保育料軽減事業要綱及び朝来市休日保育事業要綱の一部を改正
する告示について

7 報告事項

(1) 学校園関係者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について

(2) 教育委員会行事予定について

(3) 次回教育委員会の日程について

日時：令和5年6月23日(金) 午前10時00分

場所：朝来市役所 本庁舎 403 会議室

8 閉会

9 出席委員 教 育 長 千歳 誠一郎

教育長職務代理者 青田 勉

委 員 桑田 まゆみ

委 員 足立 武裕

委 員 高内 祥子

10 出席職員	教育部長	田中 勉
	学校教育課課長	山本 喜裕
	学校教育課課付課長	岩野 智哉
	こども育成課課長	夜久 隆亮
	学校給食センター所長	今井 謙一
	学校教育課課長補佐	田中 雅人
	学校教育課課長補佐	南光 政之

朝来市教育委員会会議録

令和5年度第2回定例委員会（令和5年5月22日）

開会 午前10時00分

○ 千歳教育長

ただいまから、令和5年度の第2回朝来市教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に御報告をいたします。令和5年5月2日に開催されました朝来市議会におきまして、高内祥子さんが2期目の朝来市教育委員として同意が得られました。市長からの辞令交付式につきましては、5月31日に行われるところでございます。任期は、令和5年の6月7日から令和9年6月6日となっておりますので、御紹介いたします。

ここで高内委員より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 高内委員

2期目を務めることになりました。1期目は、どういうことができるのか、本当に探り探りの4年間だったと思うんですけれども、あと4年間、一步前進、二歩前進ができますように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 千歳教育長

ありがとうございました。それでは、本日の議事に入りたいと思っております。

本日は、4名の委員の出席ですので、会議は成立いたします。

本日の会議に出席する職員は、田中教育部長、山本学校教育課長、岩野学校教育課課付課長、夜久こども育成課長、今井学校給食センター所長、田中学校教育課課長補佐、南光学校教育課課長補佐、以上、7名でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、次第3、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、青田委員と高内委員をお願いいたします。

次に、次第4、会議録の承認に移ります。令和5年4月19日に開催いたしました、令和5年度第1回朝来市教育委員会定例会の会議録につきましては、事前に委員の皆様へ配付しておりますけれども、お気づきの点等はないでしょうか。

ないようでございますので、前回の会議録は、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

○ 千歳教育長

ありがとうございます。それでは、第1回定例会の署名を足立委員と青田委員をお願いいたします。

（会議録署名）

○ 千歳教育長

ありがとうございました。次に、次第の5、教育長報告に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

○ 山本学校教育課長

資料説明

○ 千歳教育長

教育長報告が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、教育長報告は終わります。

次に、議事に入ります。議案第 13 号 朝来市教育委員会教育長職務代理者の指名について、これにつきましては田中部長から説明をお願いいたします。

○ 田中教育部長

資料の 3 ページを御覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律をここに記載しております。第 13 条第 1 項では、「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。」とあります。第 2 項で、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」となっております。この規定にしたがいまして、今回、教育長から教育長職務代理者の指名をお願いいたします。

○ 千歳教育長

ただいま田中部長から議事についての説明がございました。それでは、教育長職務代理者として青田委員を指名いたします。

青田委員、いかがでしょうか。

○ 青田委員

はい。お受けいたします。

○ 千歳教育長

ありがとうございます。なお、具体的な事務の執行につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 25 条第 4 項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございます。これを受けまして、朝来市では朝来市教育長の職務代理者の事務委任に関する規則、これを定めておりますので、そのように取り計らいたいと思っております。

また、教育長職務代理者の任期でございますけれども、法律では定められておりませんので、教育長が別の教育委員を指名するまでとなります。そこで、事務局案としては、任期は原則 1 年、再任は妨げないと考えておりますけれども、委員の皆様はいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、まとめます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に定める教育長職務代理者として、青田勉委員を選任し、任期は令和 6 年 5 月 23 日までとします。ここで、青田委員から御挨拶を受けたいと思っておりますので、青田委員、よろしくをお願いいたします。

○ 青田委員

ふつつかでございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 千歳教育長

ありがとうございます。次に、議案第 14 号 朝来市保育所における保育の利用及び徴収金に関する規則等の一部を改正する規則について、こども育成課から説明をお願いいたします。

○ 夜久こども育成課長

議案第 14 号 朝来市保育所における保育の利用及び徴収金に関する規則等の一部を改正する規則についての説明をさせていただきます。

今回 3 つの規則を一括して改正を行っております。まず、第 1 条として、朝来市保育所における保育の利用及び徴収金に関する規則、第 2 条として、朝来市立認定こども園条例施行規則を、第 3 条として、朝来市子ども・子育て支援法施行細則を改正いたします。

最初に各規則の概要ですけれども、第 1 条の規則は、市内の保育所の利用や保育料の徴収に関して定めているものです。第 2 条の規則は、朝来市立認定こども園条例の具体的な手続等を定めているものです。第 3 条の規則は、子ども・子育て支援法等を受け、具体的な手続等を定めているものです。

今回、令和 5 年 4 月 1 日にこども家庭庁が発足したことに伴い、子ども・子育て支援法が改正され、就学前の子どもを預かる要件として 1 号認定児、2 号認定児、3 号認定児を規定している子ども・子育て支援法第 19 条において、第 1 項はそのままですけれども、第 2 項が削除されております。この第 2 項は、内閣総理大臣は厚生労働大臣と協議する旨を規定しているものですけれども、こども家庭庁が内閣府所管となったため第 2 項が削られております。このことにより市の規則においても、第 19 条第 1 項第何号というふうに表記していたものを第 19 条第何号とし、また同項としていたものを同条に改正を行うものです。

資料につきましては、5 ページ以降の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、5 ページです。保育所における保育の利用及び徴収金に関する規則ですけれども、第 4 条中第 1 号、支援法第 19 条第 1 項第 2 号、この部分を支援法第 19 条第 2 号に、続いて第 6 条の括弧書きの中ですけれども、支援法第 19 条第 1 項第 1 号としているものを第 19 条第 1 号に改めるものです。

次に、資料 6 ページの朝来市立認定こども園条例の施行規則ですけれども、こちらにつきましても先ほどと同じ内容になります。第 4 条におきまして、第 19 条第 1 項第 1 号、その後に出てきます同項第 2 号、これが第 19 条第 1 号、また同条第 2 号、このように改正するものです。続いて、第 7 条第 2 項ですけれども、これにおきましても第 19 条第 1 項第 3 号とありますものを、第 19 条第 3 号に改める内容となっております。

次に、資料 7 ページ、子ども・子育て支援法施行細則です。これにつきましても内容は同じとなりまして、第 3 条の第 1 号、第 2 号につきまして第 19 条第 1 項第 1 号、もしくは第 19 条第 1 項第 2 号とありますのを、第 19 条第 1 号、第 19 条第 2 号、このように改めるものとなっております。

最後に、施行日ですけれども、公布日施行ということで取扱いを行いたいと思っております。

以上で、議案第 14 号 朝来市保育所における保育の利用及び徴収金に関する規則等の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 千歳教育長

議案についての説明が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、この件は異議なしと認めまして、議案第 14 号 朝来市保育所における保育の利用及び徴収金に関する規則等の一部を改正する規則については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 15 号 朝来市保育料軽減事業要綱及び朝来市休日保育事業要綱の一部を改正する告示について、こども育成課から説明をお願いいたします。

○ 夜久こども育成課長

議案第 15 号 朝来市保育料軽減事業要綱及び朝来市休日保育事業要綱の一部を改正する告示について、説明をさせていただきます。

この議案につきましても、2つの告示を一括して改正を行っております。第1条として、朝来市保育料軽減事業要綱、第2条として、朝来市休日保育事業要綱を改正しております。

最初に各要綱の概要ですけれども、第1条の要綱は、多子世帯に対し、一度納付していただいた保育料を要件に該当した場合に、補助金として後に支払うという内容となっております。第2条の要綱につきましては、日曜日や祝日において子どもを預かる事業についての内容を定めているものです。なお、休日保育事業については、朝来市内では枚田みのり保育園が実施されております。

それでは、改正の内容ですけれども、資料9ページ以降の新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

いずれの要綱につきましても同様となっております。先ほどの議案と同じ改正内容となります。法律の第19条第1項第何号と規定していたものを第19条第何号と、第1項という言葉削除する内容となっております。要因につきましては、先ほどの議案第14号と同じく、法律が改正され、こども家庭庁が発足したことによる影響となっております。

まず、資料の9ページですけれども、朝来市保育料軽減事業要綱です。第3条におきまして、第19条第1項となっているものを第19条に改める内容となっております。また、第4条第3号におきまして、法第19条第1項第3号とありますものを第19条第3号に改めるという内容となっております。この表現については、2か所出てくる内容となっております。

続いて、資料11ページ、朝来市休日保育事業要綱です。こちらにつきましては、第3条第2号におきまして、第19条第1項第2号とありますのを第19条第2号に改める内容となっております。

最後に施行日ですけれども、本日の教育委員会を受けての施行とさせていただきますと思っております。

以上で、議案第 15 号 朝来市保育料軽減事業要綱及び朝来市休日保育事業要綱の一部を

改正する告示についての説明とさせていただきます。

なお、補足ですけれども、今回の子ども家庭庁の発足に伴いまして、先ほど説明させていただいた内容につきましては、市の条例にも影響を及ぼします。この条例改正につきましては、来月の6月定例会で提案をしていく予定としております。

以上でございます

○ 千歳教育長

議案についての説明が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、この件は異議なしと認めまして、議案第15号 朝来市保育料軽減事業要綱及び朝来市休日保育事業要綱の一部を改正する告示については、原案のとおり承認いたします。

以上で、本日の議事は終わりました。

続きまして、報告に入りたいと思います。報告（1）学校園関係者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について、これにつきまして学校教育課から説明をお願いいたします。

○ 岩野学校教育課課付課長

まず、別冊の衛生管理マニュアルを御覧ください。

5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたことにより、このマニュアルになっております。これまでは、バージョン9という形で作成されていた分の5月8日以降のものになります。この中身について説明させていただいて、その報告事項のタイトルの内容を説明いたします。

別冊の1ページを御覧ください。

下にページ番号があるかと思いますが、第1章というタイトルの下の2段落目、「具体的には、」の後になります。「感染状況が落ち着いている平時においても、」ということで、その下の段落「健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、」というふうになっております。

続きまして、「感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、」ということで、対応するようになっています。「児童生徒等の学びを保障していくことが必要です。」ということになっています。

その下、1番、設置者及び学校の役割（1）教育委員会等の役割ということで、「①臨時休業の必要性等について判断する。」となっています。「③医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携・協力を行うとともに、」ということで書かれておりますので、各学校の校医様には既にこの後報告いたします朝来市の対応というものを送らせていただいて、情報共有はさせていただきます。

2ページを御覧ください。

平時から求められる感染症対策についてということで、2番、児童生徒等の健康観察というところになります。①番です。「発熱や咽頭痛、せき等のふだんと異なる症状がある場合などには登校しないことの周知・呼びかけ」これにつきましては、これまでと同様に行うと、感染症自体がなくなったわけではありませんので、実施しております。

3ページを御覧ください。

②番のところの2行目です。「児童生徒等の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要です。」ということになっております。各学校でこれまでしておりました毎朝の体温チェックとその集約ということは5月8日以降不要であるということになりましたので校長会等でも指示をしております。

③番です。発熱等の症状が見られた場合の対応について記載があります。1行目ですが、「発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、」ということになっております。普通の発熱と同じような対応になっています。しかし、「その際、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないように」という指示になっております。帰宅はさせますが、そのような疑いがありますので検査してくださいと今まではよく言っていたんですが、それを求めないということです。これは教職員についても同様という指示が出ていますので、そのように対応しております。

3番の換気の確保ですが、「このため、換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合は小まめに」ということで、「2方向の窓を同時に開けて行うように」ということになっておりますので、学校にはとにかく換気を意識するよう指示しております。

4ページの④体育館のような広く天井の高い部屋につきましても、「換気に努めるように」という記載がありますので、指示しております。

⑤エアコンを使用している部屋についてです。これから暑くなっていきますが、エアコンをかけながらですが、そういう場合も外気との入替えを行っていない機種につきましては換気が必要となるということで、エアコンを使用しながら換気も意識することと指示しております。

5ページをお願いいたします。

4番の手洗い等の手指衛生の指導ということで、これはこれまでどおり重要な対策ということになっていきますので、手洗いの指導については継続をしていきます。

6番のマスクの取扱いについてですが、これは4月1日以降もう既にマスクの着用を求めないことが基本ということになっております。これは同様で継続になります。着脱についてですので、着けるようにというのも外すようにというのも本人の判断ということになっております。

6ページに、「ただし、」ということで、「登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、」JRで通う生徒もおりますので、そのような場合が該当するかと思えます。

2行目ですが、「校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。」と記載されています。具体的に言いますと、トライやるウィークで今月の末から様々な施設に行くのですが、この場面がこの文章が適用されるということで先日の委員会でも各学校に伝えております。各施設を訪問させていただき施設の指示に従うようにと伝えておりますので、ここに書いてある医療機関、高齢者施設以外でも各事業所で定められている、求められている対策どおりマスクに関しては従うようにと各学校に伝えております。

大きな7番です。清掃というところになりますが、清掃活動で2段落目の「このため、」の段落の2行目の後ろから、「清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要です。」ということが記載されています。清潔にする掃除は必要なのですが、今までやっていたような消毒作業は不要ということが明記されております。県が各学校に配置してありますスクールサポートスタッフが、消毒作業を中心に業務していたものを今後は先生方の例えばプリントの印刷ですとか、そのほかの業務の支援を行うことにより、先生方の業務改善をさらに進めていけるのではないかと考えております。学校にもそういう趣旨を伝えております。

7ページからは感染流行時ですので、少し地域や学校で流行ってきた場合は、ここに掲げているような、今まで行ってきたような対応をしていくこととなります。その際、医療的ケアを必要とする児童生徒等も存在しておりますので、事前に保護者や医師等の打合せが必要になってくることも書かれております。

10ページを御覧ください。

第4章に、感染状況に応じて機動的に講ずべき措置についてということで、1番、出席停止の取扱いがあります。「児童生徒等の感染が判明した場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じる」ということになっております。その次の行に、「疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じる」ということになっております。いわゆる濃厚接触者は存在しなくなりましたが、「疑い」とか「おそれ」というのはこの文言から推測すると、例えばご家族で陽性者が出まして生活を一緒にしている場合、感染している疑いや、そういう心配、おそれがあるので、保護者の方が休ませますとなったときには、校長の判断で出席停止と判断するようにと伝えております。

2つ下の段落、「なお、」から後ですが、「なお、感染者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校するに当たり、学校に陰性証明等を提出する必要はなく、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないようにしてください。」と書かれてあります。感染が非常に流行したときにインフルエンザとの同時流行ということも心配されたときは記載があるのですが、いろんな証明書等は不要であるということ、同様にインフルエンザに関しても流行が想定されるので、そういう証明は不要であるというのを以前決めておまして、既に校医さんにはお知らせをしております。今回の通知と併せまして、インフルエ

ンザと新型コロナウイルス感染症に関しては、証明とか検査結果については不要ですということ校医さんにはお伝えしておりますので、少しでも医療機関が逼迫にならないようにと各学校に指示をしております。

10 ページの下から、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応ということで、11 ページを御覧ください。

これも今までも記載があったのですが、1 行目、「ほかに手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、」いわゆる欠席としないことも可能ですということが残っています。ご家族に高齢者がいるとか、基礎疾患がある者がいるということで、地域で流行り始めた場合はこの部分を参考にできるということで記載がされております。

2 つ段落の下になりますが、「また、」の後です。「医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合についても、」同じように欠席としないことも可能ですということになっておりますので、医療的ケア児だけでなく、基礎疾患のある児童生徒等については、事前に主治医等と打合せをするということは必要になってくると考えております。

12 ページを御覧ください。

臨時休業の判断として、2 段落目、「判断に当たっては、感染対策上の意義や、臨時休業を行う範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、」ということで、ここに記載があります。

次に、資料の 12 ページを御覧ください。

これに基づきまして、今回の対応についてという 5 月 8 日付の文書を各学校と校医の先生方にお渡しをしております。基本的には、季節性インフルエンザと同じということで記載をしております。

大きな 2 番の学校関係者に感染が確認された場合の 2 段落目ですが、出席停止の期間ですが、これは文科省から「発症した日の翌日から 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した翌日から 1 日を経過するまで」ということになっております。発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨するということになっております。これは国から示されておりますので、記載しております。

3 番の出席停止の措置及び臨時休業の判断についての学級閉鎖のところですが、「以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。」ということで、「同一の学級においておおむね 20% 程度の児童生徒等の感染が判明した場合」、この 20% 程度というのは、兵庫県の知事が以前 15% から 20% でインフルエンザは学級閉鎖をするという、そういう会見をしております、コロナがはやる前から 15 から 20% ぐらいが目安であるというので学校は判断しておりました。しかし、学級内で感染が広がっていればインフルエンザと同様に、学級閉鎖を実施するほうが感染拡大が止められるという判断を学校長と校医様、そして学校教育課がした場合は、学級閉鎖を実施すると

いうことを校長会でも伝えております。学級閉鎖が増えていくと学年閉鎖、学校全体の臨時休業という形で広がっていくこととなりますので御承知おきください。

次に、先ほどの衛生管理マニュアルの15ページを御覧ください。

15ページの3番、新型コロナワクチンと学校教育活動というところで、2段落目に、「児童生徒等に対するワクチンの接種は強制ではなく、」これは以前から言われておりますが、それを受けまして16ページの「一方で、」というところになりますが、「一方で、ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていません。」ということに、ここに明記されておりますので、ワクチン接種の状況を調査して参加の条件になることがないようということをお学校にも伝えております。

以上が、衛生管理マニュアルの主だったところ、5月8日以降の教育活動に関して、これを基に行っておりますし、今回の報告の発生した場合の対応についてということの基になっております。

以上で、報告(1) 学校関係者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応についての報告とさせていただきます。

○ 千歳教育長

報告が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

これによりまして、学校の教育活動も正常化に近づきつつあるのではないかと考えておりますけれども、5月の朝来市小・中学校長会でもコロナウイルスが完全に収束したわけではないということで、基本的な予防対策は各学校でしっかりやってほしいということをお伝えしております。

ほかに御質問等はございませんか。

ないようですので、次に報告の(2) 教育委員会行事予定につきまして、学校教育課から報告をお願いいたします。

○ 山本学校教育課長

それでは、報告(2) 教育委員会行事予定につきまして、説明させていただきます。

資料14ページ、別紙2を御覧ください。

本日から6月末までの予定を記載しております。主なもののみ説明させていただきます。

5月24日、水曜日、第1回兵庫県都市教育長協議会が山南町で開催されます。

5月25日、木曜日、兵庫県市町村教育委員会連合会の理事会・総会・研修会が播磨町で開催されます。委員の皆様におかれましては当日お世話になりますが、よろしくお願ひいたします。

5月31日、水曜日、教育委員の任命式が行われます。高内委員につきましては、当日お世話になります。よろしくお願ひいたします。

6月1日、木曜日、臨時議会が開催されます。

6月9日、金曜日、6月議会の初日となります。

6月16日、金曜日、19日、月曜日に、議会の一般質問がございます。

6月20日、火曜日、竹田城跡保存整備検討委員会が山城の郷で開催されます。

6月22日、木曜日、議会の一般質問がございます。

6月23日、金曜日、第3回定例教育委員会を開催いたします。

6月30日、金曜日、6月議会の最終日でございます。

以上で、報告（2）教育委員会行事予定についての説明とさせていただきます。

○ 千歳教育長

報告が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、以上で、本日の報告事項は終わりました。

各課から報告事項はありませんでしょうか。

ないようですので、次の教育委員会の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 山本学校教育課長

それでは次回の日程でございますが、6月23日の金曜日、午前10時から、場所は本日と同じ403会議室で開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。

以上で、次回教育委員会の日程についての説明とさせていただきます。

○ 千歳教育長

それでは、次回、令和5年度の第3回教育委員会定例会、先ほどありましたように6月23日の金曜日、午前10時から、会場はこの403会議室で行いますのでよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度の第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午前10時40分